

## パブリックコメントについて

### 1. 目的

本市の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進し、開かれた市政運営及び協働のまちづくりを推進することを目的とする。（「新潟市市民意見提出手続条例」第1条）

### 2. 実施期間

令和2年12月21日（月）から令和3年1月19日（火）（30日間）

※「新潟市市民意見提出手続条例」第6条により、30日以上の期間を設ける。

### 3. 周知方法

- 市ホームページ（「今後募集を予定している政策」・「現在募集している政策」に掲載）
- 市報にいがた（令和2年12月20日号・令和3年1月17日号に掲載）
- 報道機関に情報提供（令和2年12月16日に情報提供）

障がい者施策審議会、社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会、障がい者地域自立支援協議会の委員及び障がい福祉関係団体に対しては、資料を個別に送付

### 4. 実施内容

- 閲覧場所：障がい福祉課、総務課市政情報室、広聴相談課、各区地域課・地域総務課、各出張所、中央図書館  
※市ホームページにも掲載
- 提出方法：郵便、FAX、電子メール、窓口持参

### 5. 意見等の反映・結果の公表

提出された意見や提案を考慮しながら、必要に応じて計画の内容について見直しを行います。また、計画の中にどのように考慮されたかを明らかにするため、原則、全ての意見に対する結果を公表します。（令和3年2月下旬予定）